

林 野 庁
平成18年5月23日

ガイドラインに対するＮＧＯの意見（H17.12）について

1. 本措置が2006年4月に施行された後、速やかにガイドラインの改定に向けて作業を開始すること
2. 改定される新ガイドラインは、林野庁だけではなく、環境、国土交通、経済産業各省と、関係団体、ＮＧＯが公平に参加した協議会で開かれた議論を通じて作成すること。その際、関係省庁、業界、ＮＧＯのバランスを考慮すること。
3. 協議会の議論の経緯は議事録として記録すること。

以上